

資料編

1. 掲載図表索引

要約編

第1章

表 1-1	第一次ヒアリングにおける調査項目(1)……………	3
表 1-2	第一次ヒアリングにおける調査項目(2)……………	4
表 1-3	第二次ヒアリングにおける調査項目……………	4

第2章

図 2-1	デザイン産学連携を巡る大学・連携相手方・学生の関わり……………	7
図 2-2	デザイン産学連携に係る契約書等取り決め文書の構成……………	8

第3章

図 3-1	法的保護によるデザイン保護……………	10
表 3-1	法的保護によるデザイン保護・活用の方法（産業財産権による保護）……………	10
表 3-2	法的保護によるデザイン保護・活用の方法（その他の法的保護）……………	11
表 3-3	法的保護以外の手段……………	11

第4章

図 4-1	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (1)……………	12
図 4-2	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (2)……………	13
図 4-3	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (3)……………	14

第5章

図 5-1	契約ひな形の作成プロセス……………	16
-------	-------------------	----

本編

第1部

表 1-3-1	委員会開催概要……………	24
表 1-3-2	属性別契約のひな形の収集状況……………	25
表 1-3-3	第一次ヒアリングにおける調査項目(1)……………	26
表 1-3-4	第一次ヒアリングにおける調査項目(2)……………	27
表 1-3-5	第二次ヒアリングにおける調査項目……………	27
表 1-3-6	第一次ヒアリング実施対象機関数（属性別）……………	27
表 1-3-7	第二次ヒアリング実施対象機関数（属性別）……………	28

第2部

表 2-1-1	主要なひな形における規程条項名……………	33
表 2-2-1	契約類型の違いによる差異……………	34
表 2-3-1	第一次ヒアリング実施対象機関数（属性別）（再掲）……………	36
図 2-3-1	デザイン産学連携に取り組む主な狙い（大学）……………	37

図 2-3-2	デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（大学）	38
図 2-3-3	デザイン産学連携に取り組む主な狙い（企業）	40
図 2-3-4	デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（企業）	41
図 2-3-5	デザイン産学連携を巡る大学・連携相手方・学生の関わり	42
図 2-3-6	デザイン産学連携に係る契約書等取り決め文書の構成	46

第3部

図 3-1-1	表現別デザインの種類	61
図 3-2-1	法的保護によるデザイン保護の整理	62
表 3-2-1	法的保護によるデザイン保護・活用の方法（産業財産権による保護）	63
表 3-2-2	法的保護によるデザイン保護・活用の方法（その他の法的保護）	64
表 3-2-3	特殊な意匠登録出願制度の整理	65
図 3-2-2	意匠権によるデザイン保護の可能性	66
表 3-2-4	不正競争防止法上の保護	67
図 3-2-3	不正競争防止法によるデザイン保護の可能性	67
図 3-2-4	著作権法によるデザイン保護の可能性	69
表 3-2-5	実用新案権による保護	71
図 3-2-5	特許権・実用新案権によるデザイン保護の可能性	71
図 3-2-6	商標権によるデザイン保護の可能性	72
表 3-3-1	法的保護以外の手段	73
表 3-3-2	創作デザイン寄託・公開にかかる手数料	74

第4部

図 4-1-1	対象とするデザイン（再掲）	77
図 4-1-2	一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作のフローの差異	78
図 4-2-1	意匠権による成果の保護の実例（形状の概念の保護）	83
図 4-2-2	意匠権による成果の保護の実例（ユニバーサルデザインに対応した形状の保護）	85
図 4-2-3	意匠権による成果の保護の実例（プロダクトの形状の保護）	88
図 4-2-4	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (1)	90
図 4-2-5	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (2)	91
図 4-2-6	プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (3)	92
図 4-2-7	コミュニケーションデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護(1)	97
図 4-2-8	コミュニケーションデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護(2)	98

第5部

図 5-2-1	契約のひな形の作成プロセス	105
表 5-3-1	契約項目リスト（大分類）	107
表 5-3-2	重要規定	131
表 5-4-1	契約書の当事者の組合せ	163

第6部

図 6-1-1	デザイン産学連携の実施窓口となる学内組織の有無	211
図 6-1-2	デザイン産学連携プロジェクトにおける、 事務手続き（契約・進捗管理等）に従事する教職員数	212
図 6-2-1	デザイン産学連携プロジェクトにおける、知的財産に関する業務 （産業財産権の出願・管理、ライセンスなど）に従事する教職員数	214
図 6-2-2	美術・デザイン系単科大学における知的財産ポリシーの例（東京工芸大学）(1)	219
図 6-2-3	美術・デザイン系単科大学における知的財産ポリシーの例（東京工芸大学）(2)	220
図 6-3-1	金沢美術工芸大学における知的財産権教育の例	222

2. 掲載図表数値データ

(1) 第2部

表 S-2-1 デザイン産学連携に取り組む主な狙い（大学）（図 2-3-1）

MA（複数回答）N=16

選択肢	回答数
①学生の教育	16
②社会貢献・地域貢献	15
③大学のプレゼンス向上	11
④教員のモチベーション向上	4
⑤大学・教員の研究水準の向上	8
⑥大学・教員の研究費の獲得	9
⑦教員の業績獲得	6
⑧学生の就職活動の支援	8
⑨ライセンス収入	2
⑩その他	0
⑪わからない	0

表 S-2-2 デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（大学）（図 2-3-2）

SA（単一回答）N=16

選択肢	回答数
①ほぼ達成されている	3
②だいたい達成されている	12
③あまり達成されていない	1
④ほとんど達成されていない	0
⑤わからない	0

表 S-2-3 デザイン産学連携に取り組む主な狙い（企業）（図 2-3-3）

MA（複数回答）N=5

選択肢	回答数
①大学による斬新なデザインの提案	2
②社内デザイナーへの刺激	2
③大学の専門性を生かしたデザイン開発・評価	2
④安価なデザイン開発	0
⑤大学の持つデザイン開発・デザイン評価手法等の修得	2
⑥優秀な学生のリクルート	1
⑦将来に向けたデザイン資源のストック	2
⑧その他	1
⑨わからない	0

表 S-2-4 デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（企業）（図 2-3-4）

SA（単一回答）N=5

選択肢	回答数
①ほぼ達成されている	1
②だいたい達成されている	4
③あまり達成されていない	0
④ほとんど達成されていない	0
⑤わからない	0

(2) 第6部

表 S-2-5 デザイン産学連携の実施窓口となる学内組織の有無 (図 6-1-1)

SA (単一回答) N=16

選択肢	回答数
①産学連携の専門組織で担当	10
②総務・広報等の事務組織で担当	2
③デザイン開発の専門組織で担当	0
④その他の学内組織で担当	3
⑤研究室等デザイン開発の現場で担当	0
⑥窓口となる部署は特に決まっていない	1
⑦わからない	0

表 S-2-6 デザイン産学連携プロジェクトにおける、事務手続き (契約・進捗管理等) に従事する教職員数 (図 6-1-2)

SA (単一回答) N=15

選択肢	回答数
①1名	1
②2名～4名	10
③5名～9名	3
④10名以上	0
⑤わからない	1

表 S-2-7 デザイン産学連携プロジェクトにおける、知的財産に関する業務 (産業財産権の出願・管理、ライセンスなど) に従事する教職員数 (図 6-2-1)

SA (単一回答) N=14

選択肢	回答数
①1名	4
②2名～4名	9
③5名～9名	0
④10名以上	0
⑤わからない	1

3. 用語集・略語集（ワードインデックス）

【あ行】

アフォーダンス

環境が動物に対して与える「意味」を指す。デザインの世界においては、形や色といったその物体自身をどう取り扱えば良いかについての強い手がかりをユーザーに発しているものを指す。

イニシャル・ロイヤリティ

特定の一時期（多くは契約時または対価支払いの原因となる事実が発生したとき）に対価の支払いを求めるものを指す。対となる概念は「ランニング・ロイヤリティ」。

【か行】

瑕疵（かし）担保責任

契約に基づき給付した製品や建物などの物（無体物も含む）に損傷・欠格が発見された場合に売主が買主に対して負う法的責任を指す。

グラフィカル・ユーザー・インターフェース

電子計算機と利用者の意思疎通を円滑にするためのソフトウェアであり、通常、アイコンなどの視覚的表現手段により構成されている。GUIと略称される。

コミュニケーションデザイン

情報の内容やそれを伝える媒体のデザインを指す。ポスターや雑誌広告のデザインである情報デザインや、書籍や雑誌のデザインである編集デザイン、TVCMやCGのデザインである映像デザインなどが挙げられる。

【さ行】

サインデザイン

指標となるデザインのみならず、その指標が見やすく環境に耐え得る素材であるか等を含めた設計・制作を指す。

職務著作

職務の一環として著作物を創作する行為を指す。「職務著作規定」とは主に職務著作に係る著作権の帰属について定める組織内部の規則を指す。

職務発明

職務の一環として技術的思想を発明、考案し又は意匠を創作する行為を指す。「職務発明規定」とは主に職務発明に係る産業財産権を受ける権利の帰属について定める組織内部の規則を指す。

ストリートファニチャー

街灯・ベンチ等の公共の場における景観を造る施設を指す。

スペースデザイン

空間のデザインを指す。ビルや住宅のデザインである建築デザインや、建築内の空間設計デザインであるインテリアデザインなどが挙げられる。

専用実施権

産業財産権の特定の内容につき実施許諾を受けた者だけが、当該内容を独占的に実施できる権利を指す。特許庁の原簿に登録しなければ効力が発生しない（特許法第 98 条 1 項 2 号）。

【た行】

タイポグラフィ

活字の体裁を整えたりアレンジしたりする手法や技術を指す。

著作財産権

著作権のうち、複製権、頒布権、譲渡権、貸与権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権・伝達権、口述権、翻案権等、著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を指す。

著作者人格権

著作権のうち、公表権、同一性保持権、氏名表示権の著作権法第 18 条から第 20 条に定める権利を指す。著作者人格権は一身専属の権利であると理解されており、他人に譲渡することができないと解釈されている。

通常実施権

産業財産権の特定の内容につき実施することができる権利のうち、専用実施権以外の権利を指す。

【な行】

【は行】

プロダクトデザイン

製品のデザインを指す。運送機器や一般機器などの工業製品のデザインであるインダストリアルデザインや、容器やボトルなどのデザインであるパッケージデザインなどが挙げられる。

プロトタイプ

製品開発のための試作品を指す。

ポートフォリオ

デザイン分野において用いられる、デザイナーのスキルや実績をアピールするための作品集を指す。学生においては就職活動を行う際に多くの場合で提出が求められる。

【ま行】

モックアップ

外見を実物とほぼ同様に似せて作った模型を指す。「モック」とも言う。プロダクトデザインなどにおいて外観デザインの試作・検討の際に用いられる。

【や行】

ユーザビリティ

使い勝手や使いやすさを指す。

ユニバーサルデザイン

誰もが公平に利用できて使い方を簡単に理解できるような設計を指す。

【ら行】

ランニング・ロイヤリティ

ある一定期間ごとに対価の支払いを求めるものを指す。一般的には売上に対する定率または定額の料金が設定されることが多い。対となる概念は「イニシャル・ロイヤリティ」。

レイバーロス

(ある人が本来業務に専念できない状態で、その穴埋めを他人がする場合等) その補填をする際に必要になる人件費。

レンダリング

与えられ画像も関する数値や数式を集め、3次元のグラフィックスに画像化する作業を指す。

【C】

CI (Corporate Identity)

他企業とは識別し得る企業の理念や特長を指す。

【O】

OHIM

「Office of Harmonization in the Internal Market」の略。わが国では「欧州共同体域内市場調和庁」「欧州共同体商標意匠庁」などと称され、欧州共同体域内に効力が及ぶ「欧州共同体意匠」および「欧州共同体商標」に関する事務を管轄する機関である。

4. 大学の産学連携に関する契約書ひな形例

(1) 千葉大学

① 共同研究契約書

共同研究契約書

国立大学法人千葉大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記契約項目表の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約項目表）

1 研究題目				
2 研究目的及び内容				
3 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日			
4 研究担当者	区分	氏 名	所 属 部 局 ・ 職 名	役 割 分 担
	甲	※		
	乙	◎		
(注) 「※」は研究代表者, 「◎」は外部機関共同研究員を示す。				
5 研究実施場所				
6 甲の施設における研究経費	区分	直 接 経 費	間 接 経 費	研 究 料
	甲	0 円		
	乙	0 円 (うち消費税額及び地方消費税額 0 円)	0 円 (うち消費税額及び地方消費税額 0 円)	0 円 (420,000 円 × 0 人) (うち消費税額及び地方消費税額 0 円)
	合計	0 円	0 円	0 円
7 乙の施設における研究経費	乙	0 円		
8 甲の施設における施設・設備	区分	施 設 の 名 称	設 備	
			名 称	規 格 数 量
	甲			
	乙			
9 乙の施設における施設・設備	乙			

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実施報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 五 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の表記契約項目表4に掲げる者及び本契約第2条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の表記契約項目表4及び本契約第2条第3項記載以外の者であつて本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究に従事する者)

- 第2条 甲及び乙は、それぞれ表記契約項目表4に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。
- 2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を外部機関共同研究員として受け入れるものとする。
 - 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第3条 甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 前項において、研究協力者を参加させる甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を

遵守させるものとし、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第12条の規定を準用するものとする。

(実施報告書の作成)

第4条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果についての報告書を、本共同研究完了後にとりまとめるものとする。

(研究経費の負担)

第5条 甲及び乙は、表記契約項目表6及び表記契約項目表7に掲げるそれぞれの研究経費を負担するものとする。

(研究経費の支払)

第6条 乙は、表記契約項目表6に掲げる甲の施設における乙に係る研究経費を、甲が発行する請求書により、平成 年 月 日までに支払わなければならない。なお、研究経費の支払いに係る銀行手数料等は、乙の負担とする。

2 乙は、所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(経理)

第7条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第8条 表記契約項目表6に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

2 表記契約項目表7に掲げる研究経費により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設・設備等の提供等)

第9条 甲及び乙は、表記契約項目表8及び表記契約項目表9に掲げるそれぞれの施設・設備等を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表8に掲げる乙の所有に係る設備等を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第11条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、

第6条第1項の規定により乙が甲に支払った研究経費（研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

- 2 甲は、乙が支払った研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。
- 3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第9条第2項の提供設備等を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（知的財産権の帰属及び出願等）

第12条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等を創造した場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

- 2 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。
- 3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独帰属とし、単独で出願等の手続きを行うことができるが、当該発明等に係る知的財産権の出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合、出願等の手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第2項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙は、当該知的財産権を相手方から承継した場合、単独で出願等を行うことができる。
- 5 乙は、本共同研究の結果創造した発明等が甲に属する研究担当者乙と共有することとなった場合の当該出願等について、当該研究担当者乙と協議の上、別途定めるものとする。

（外国出願）

第13条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

- 2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

（甲単独帰属の知的財産権の取扱い）

第14条 乙は、第12条第3項の規定により甲に単独帰属した知的財産権（以下「甲単独知的財産権」という。）の取扱いについて、当該甲単独知的財産権の出願後原則180日以内に、次に掲げるものから一つを選択できるものとする。

- 一 譲渡を受ける
- 二 独占的な実施権の付与を受ける
- 三 非独占的な実施権の付与を受ける
- 四 設定登録時まで選択を保留する

2 甲及び乙は、乙が前項各号のいずれかを選択したときは、選択した取扱いに関する条件等について協議の上、別途決定するものとする。

3 甲は、乙が第1項各号のいずれも選択しないときは、当該甲単独知的財産権について、自由に第三者に譲渡又は実施許諾できるものとする。

（共有知的財産権の取扱い）

第15条 乙は、第12条第4項の規定により甲と乙が共有することとなった知的財産権（以

下「共有知的財産権」という。)の取扱いについて、当該共有知的財産権の出願後原則180日以内(共同出願等契約において、別に期限を定めた場合は、その期限による)に、次に掲げるものから一つを選択できるものとする。

- 一 甲の持分の譲渡を受ける
 - 二 独占的な実施権の付与を受ける
 - 三 非独占的な実施権の付与を受ける
 - 四 設定登録時まで選択を保留する
- 2 甲及び乙は、乙が前項各号のいずれかを選択したときは、選択した取扱いに関する条件等について協議の上、別途決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、乙が第1項各号のいずれも選択しないときは、当該共有知的財産権について、自由に第三者に持分譲渡又は実施許諾できるものとする。

(共有知的財産権の実施料)

第16条 共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、その許諾者の如何にかかわらず、当該共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。なお、配分の基礎となる実施料からは、第三者に実施させるに要した交渉費用を控除することができるものとする。

(ノウハウの指定)

- 第17条 甲及び乙は、本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(プログラム等及びノウハウの取扱い)

第18条 本共同研究の結果生じたプログラム等及びノウハウの取扱いについては、第12条から第16条における発明等の取扱いに準じるものとし、甲乙協議の上、別途決定するものとする。

(甲における研究成果の使用)

- 第19条 甲及び甲の研究担当者は、第17条のノウハウ秘匿期間及び第21条の秘密保持の義務を遵守の上、一切の研究成果を教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。
- 2 甲の研究担当者は、甲の所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても、前項が準用されるものとする。

(情報交換)

- 第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料等を、相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持の義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供又は開示された情報、資料等のうち返還の必要があるものについては、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、研究担当者以外に開示・漏洩してはなら

ない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、表記契約項目表3の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

- 第22条 甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し2か月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の60日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後30日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(契約の解除)

- 第23条 甲は、乙が第6条に規定する乙に係る研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

- 第24条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は

重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、表記契約項目表3の本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本契約の失効後も、第3条及び第4条、第11条から第22条、第24条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第27条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号
国立大学法人千葉大学
契約担当役 事務局長 池田輝司 印

(乙) <住所>
<名称>
<代表者役職> <代表者氏名> 印

② 共同研究申込書

共 同 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

千葉大学 学部長 殿

外部機関 所在地
 名 称
 代表者名 印

国立大学法人千葉大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

<input type="checkbox"/> 研 究 題 目		
<input type="checkbox"/> 研 究 目 的 ・ 内 容		
<input type="checkbox"/> 研 究 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研究に要する経費等の負担額 (消費税及び地方消費税含む)	直接経費	円
	間接経費	円
	研究料	円
	合 計	円
<input type="checkbox"/> 希望する研究担当者氏名 (所属・職)		
<input type="checkbox"/> 外部機関共同研究員氏名 (所属・職)		
<input type="checkbox"/> 外部機関における共同研究員氏名 (所属・職)		
<input type="checkbox"/> 外部機関における研究実施場所		
<input type="checkbox"/> 外部機関における使用設備		
<input type="checkbox"/> 本学への提供設備等		
<input type="checkbox"/> そ の 他	〔添付書類〕 外部機関共同研究員経歴書	

※非公開とする情報については、□欄にチェック（「レ」又は「■」）を入れてください。

(2) 九州大学

① 共同研究契約書

共同研究契約書

(契約項目表)

1. 甲	国立大学法人九州大学				
2. 乙					
3. 研究題目 ¹⁾					
4. 研究内容					
5. 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
6. 研究担当者 ※印：研究代表者 ○印：民間等共同研究員	区分	氏名	所属	職名	
	甲	※			
	乙	※			
7. 研究経費等 (金額は全て消費税込)	納付方法	<input type="checkbox"/> 総計額一括納付 <input type="checkbox"/> 年度ごと分割納付			
	年度	研究経費		研究料	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×()人 = 円	
		管理費	円		
		小計	円		
		合計	円		
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×()人 = 円	
		管理費	円		
		小計	円		
		合計	円		
総計	円				
8. 研究経費等の支払期限	甲の請求書発行日から起算して30日以内				
9. 実施場所	甲： 乙：				
10. 受入設備	名称	型番	数量		
11. 研究代表者の連絡先	甲	所属： 職名： 氏名：	TEL： FAX： メール：		
	乙	所属： 職名： 氏名：	TEL： FAX： メール：		
12. 秘密保持義務の有効期間	本契約期間中、および本共同研究終了日の翌日から起算して3年間				
13. 研究成果公表の通知期間	本契約期間中、および本共同研究終了日の翌日から起算して1年間				
14. 特記事項	<input type="checkbox"/> 研究経費を用いて人を雇用する予定がある。 <input type="checkbox"/> 研究経費を用いて500万円（消費税抜）以上の物品を購入する予定がある。 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

1) 本学は毎年度、前年度の共同研究の実績として民間機関等の名称及び研究題目を公表します。

甲及び乙は、上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条の通り共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 福岡市東区箱崎六丁目10番1号
国立大学法人九州大学
特定契約担当者
知的財産本部長 安浦 寛人

(乙)

第1章 定義

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「研究成果」とは、本共同研究遂行の結果得られた発明、考案、意匠、著作物、その他全ての成果をいう。ただし、第8条に規定する実績報告書において成果が特定された後は、その特定された成果を研究成果とみなす。
- (2) 「特許」とは、特許権、実用新案権、意匠権、及び上記各権利の登録を受ける権利、並びに外国における上記各権利（登録を受ける権利を含む）に相当する権利、をいう。
- (3) 「発明」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては創作、をいう。
- (4) 「プログラム著作権」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利、をいう。

第2章 一般項目

(研究の題目及び内容)

第2条 本共同研究の題目及び内容は、契約項目表第3項及び第4項に定めるとおりとする。

(研究の実施場所及び研究担当者)

第3条 本共同研究の実施場所は、契約項目表第9項に掲げる場所とする。

- 2 甲及び乙は、契約項目表第6項に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとし、甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第2項に定める研究担当者の変更、追加又は削除を行うことができる。

(研究協力者)

第4条 甲及び乙は、本共同研究を実施する上で、研究担当者以外の者の協力が必要であると判断されるときは、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に協力させることができる。

- 2 前項の規定に基づき研究協力者を本共同研究に協力させた甲又は乙は、当該研究協力者に本契約を遵守させるものとする。
- 3 研究協力者が本共同研究に協力した結果生じた発明の取扱いは、本契約の規定を準用するものとする。

(研究で使用する設備)

第5条 甲は、本共同研究の用に供するため、乙が所有する設備（契約項目表第10項）を、乙の同意を得て無償で受け入れ、甲乙共同で使用することができるものとする。なお、この場合において甲は、乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。この場合の、設備の搬入、据付等に要する経費は、乙が負担するものとする。

(研究で使用する情報等の提供)

第6条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を、自己の裁量により相互に無償で提供又は開示するものとする。

- 2 前項の情報、資料及び研究試料について、相手方に秘密保持義務を課す場合は、第13条に従い提供又は開示するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に基づき相手方から提供を受けた研究試料について、相手方の同意なく、本契約の目的以外に使用あるいは改変してはならない。また、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途協議

の上、有体物提供契約等の締結を行うものとする。

- 4 甲及び乙は、第10条で定める本共同研究の終了等の後に資料及び研究試料の返還を希望する場合には、前項の資料及び研究試料の提供の際に返還を希望する旨を提示して提供するものとする。

(研究の費用)

- 第7条 乙は、研究経費及び研究料(契約項目表第7項)(以下併せて「研究経費等」という。)を、支払期限(契約項目表第8項)(以下「納付期限」という。)までに、甲の発行する請求書により甲へ納付しなければならない。
- 2 乙は、所定の納付期限までに研究経費等を甲に納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定に基づき乙より甲に納付された研究料を契約の解除その他如何なる場合においても返還しないものとする。
- 4 研究経費等の経理は甲が行うものとする。
- 5 乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができるものとし、この場合、甲はこれに応じなければならない。甲は、当該経理書類をその作成のときから5年間保存するものとする。
- 6 研究経費により取得した設備・試料等は、甲に帰属するものとする。

(本共同研究の終了及び実績報告書の作成)

- 第8条 本共同研究は、研究期間(契約項目表第5項)の満了をもって終了するものとする。本共同研究が終了した日を、以下「本共同研究終了日」という。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた本共同研究の成果についての実績報告書を、本共同研究終了日後速やかに、あるいは本共同研究の研究期間中で必要と認められる時に双方協力して取りまとめるものとする。

(研究の中止または延長)

- 第9条 天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は本契約の研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。
- 2 甲は、前項に基づく研究期間の延長により受領済みの研究経費に不足が生じる虞が発生したときは、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する研究経費の負担の可否及び/または程度を決定するものとする。

(研究の終了後の取扱い)

- 第10条 本共同研究が終了、本契約の解除、又は前条の規定に基づき本共同研究が中止(以下「終了等」という。)となった場合において、第7条第1項の規定に基づき乙より甲に納付された研究経費に余剰が生じたときは、乙は甲に余剰となった額の返還を請求することができるものとする。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
- 2 甲は、本共同研究が終了等となった場合は、第5条の規定に基づき乙から受け入れた設備を、本共同研究の終了等の時点の状態にて乙に返還するものとする。この場合の、設備の撤去及び搬出等に要する経費は、乙が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、第6条第4項によりあらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本共同研究の終了等後、本共同研究終了等時の状態で速やかに相手方に返還するものとする。

第3章 研究成果

(特許の取扱い)

- 第11条 甲及び乙は、自己に属する研究担当者が本共同研究の実施に伴い単独または共同で発明をなしたと

きは、速やかに相手方にその旨を通知し、その取扱いについて協議するものとする。

- 2 本共同研究の実施に伴いなされた発明に関する特許の帰属は、次の各号によるものとする。
 - (1) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同でなした発明に関する特許については、原則として甲及び乙の共有とし（以下「共有特許」という。）、その持分比は、当該発明に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。
 - (2) 甲又は乙に属する研究担当者が、単独でなした発明に関する特許は、原則として当該発明をなした甲又は乙に単独に帰属するものとする（以下「甲特許」又は「乙特許」という。）。
- 3 甲及び乙は、相手方が自己の研究担当者から前項（1）に関する特許を承継しない場合は、当該相手方の研究担当者の特許の承継について交渉できるものとする。
- 4 甲及び乙は、共有特許について、別途共同出願契約を締結した上で、当該共同出願契約に従い共同して出願を行うものとする。
- 5 甲及び乙は、甲特許又は乙特許の出願を行おうとするときは、当該発明を単独でなしたことについてあらかじめ相手方の同意を得た上で、原則として各々の責任と費用負担で当該特許の出願を行うものとする。

（プログラム著作権の取扱い）

- 第12条 甲及び乙は、自己に属する研究担当者が本共同研究の実施に伴いプログラム著作権に係る著作物を単独または共同で創作したときは、速やかに相手方にその旨を通知し、その取扱いについて協議するものとする。
- 2 本共同研究の実施に伴い創作された著作物に関するプログラム著作権の帰属は、次の各号によるものとする。
 - (1) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同で創作した著作物に関するプログラム著作権については、原則として甲及び乙の共有とし（以下「共有著作権」という。）、その持分比は、当該著作物の創作に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。
 - (2) 甲又は乙に属する研究担当者が、単独で創作した著作物に関するプログラム著作権は、単独で創作したことについて相手方に同意を得た上で、原則として当該著作物を創作した甲又は乙に単独に帰属するものとする（以下「甲著作権」又は「乙著作権」という。）。
 - 3 甲及び乙は、前項の規定に基づき自己の研究担当者からプログラム著作権を譲り受ける場合には、自己の研究担当者に著作者人格権を行使しないことを約させるものとする。
 - 4 甲は、専ら教育及び／又は研究を目的とする場合に限り、「共有著作権」及び「乙著作権」（著作権法第27条及び第28条に定める範囲を含む）を、一切の条件を付されことなく無償で利用することができる。本項をもって、著作権法第65条第2項の合意があったものとみなす。
 - 5 甲及び乙は、前項以外の共有著作権の取扱いについては、別途協議を行い決定するものとする。

第4章 秘密保持、公表

（秘密の保持）

- 第13条 本契約において「秘密情報」とは、本共同研究に関連した情報であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 文書（電子メール及びその添付資料を含む）又は各種媒体（図面・写真・試料・サンプル・CD-ROM・その他電子媒体含む）により開示された情報にあつては開示のときに当該文書・媒体に秘密である旨が明示されていた情報。
 - 二 口頭その他の方法により開示された情報にあつては開示のときに秘密である旨の告知を受け、かつ当該開示の日から30日以内に当該情報の内容・開示場所・開示日時等を相手方から文書により通知された情報。
- ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。

- (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報。
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密情報について、本共同研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者以外に開示又は提供してはならない。また、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項の有効期間は、契約項目表第12項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

- 第14条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表（開示を含む）できるものとし、研究成果を公表しようとするときは、以下の各号に従い、研究成果を公表したい旨を書面（電子メール含む）にて相手方に通知するものとする。ただし、研究成果に「秘密情報」が含まれている場合は、当該「秘密情報」の部分については、前条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- (1) 学会・講演会により公表する場合は、演題申し込み締切日の30日前までに、研究成果を公表したい旨を書面（電子メール含む）にて相手方に通知する。
 - (2) 論文により公表する場合は、研究成果を公表したい旨を相手方に書面（電子メール含む）にて通知し、通知後少なくとも30日経過した後、論文の投稿を行う。
 - (3) (1)(2)以外で公表等を行おうとする場合は、研究成果を公表したい旨を相手方に書面（電子メール含む）にて通知し、通知後少なくとも30日経過した後、公表等を行う。
- 2 甲及び乙は、前項の通知を受領後、10日以内に公表についての可否を判断し、公表を希望している相手方に連絡するものとする。前項の通知を受けた相手方は、正当な理由なく当該公表を拒まないものとし、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。また、甲及び乙は、必要に応じて公表の内容及び方法等について協議するものとする。
- 3 第1項に規定する相手方に通知を要する期間は、契約項目表第13項に定める期間（以下「公表の通知期間」という。）とし、公表の通知期間を経過後は相手方への通知、協議を要せず自由に研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、すでに公表を行った内容については、相手方に通知を要することなく自由に公表することができる。

第5章 その他

(輸出管理)

- 第15条 甲及び乙は、研究成果をその後の自己の事業等に用いる場合、自己の責任において、全ての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する日本国外国為替及び外国貿易法を含む）を遵守するものとする。

(通知)

- 第16条 甲及び乙は、本契約の各条項に定める必要な通知、あるいは同意、協議のための問い合わせ（以下「通知等」という。）については、契約項目表第11項に定める研究代表者の連絡先に通知等を行うものとする。
- 2 前項に定める通知等は、文書で行うものとする。ただし、第11条第1項（発明の通知）、第12条第1項（著作物の創作の通知）、第14条第1項（公表希望の旨の通知）及び第14条第2項（公表可否の連絡）の通知等については、電子メールにより通知等を行うことができるものとする。電子メールで通知した場合は、通知を受けたものは受信確認のための返信メールを返信するものとし、返信メールを受領した時に、その効力を発生するものとする。

(契約の解除等及び損害賠償)

第17条 甲は、乙が第7条第1項に規定する研究経費等の納付を所定の納付期限までに行わないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、その後直ちに本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

(2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

(3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

4 甲及び乙は、第1項あるいは第3項に掲げる事由又は自己の参加させた研究担当者若しくは研究協力者の故意又は重過失により第2項に掲げる事由に至り相手方に損害を与えた場合は、自己の責に帰すべき事由と相当因果関係にある範囲内で相手方が直接的かつ現実に被った損害（逸失利益は賠償の対象から除く）について賠償しなければならない。

(本契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、契約項目表第5項に定める本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本契約失効後においても、第4条第2項及び第3項、第8条第2項、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条第4項及び第20条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項、および本契約の解釈について疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第20条 本契約の準拠法は日本国法とする。

2 甲及び乙は、福岡地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※ オプション条項 – 必要に応じて追加 –

(個人情報の取扱い)

第〇条 甲及び乙は、相手方から開示された「個人情報」について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

2 甲及び乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供、または開示し、本共同研究の目的以外に使用、複製、又は改変等を行ってはならない。

3 甲及び乙は、第1項に定める個人情報を、本共同研究の終了等後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(進行状況報告会の開催)

第〇条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、必要に応じて進行状況報告会を開催し、本共同研究の進行状況について相手方に対し報告を行うとともに、以降における進行その他について協議するものとする。

② 共同研究申請書

様式第1号

平成 年度共同研究申請書

平成 年 月 日

九州大学
《部局名》長 殿

住 所
法 人 名
代表者職名・氏名 印

九州大学共同研究規則第4条の規定に基づき、別紙の共同研究の実施を申請
します。

(別紙) 申請時には、紙媒体と合わせて Word ファイル(データファイル)で、部局研究協力担当係へ提出願います。

1. 新規・継続の別	下記の1.又は2.のいずれかを選択してください。 当該研究者との共同研究は 1. 初めてです【新規】 2. 昨年度まで実施していました(類似課題を含む)【継続】 注)「2.」の【継続】案件の場合は、原則として前年度契約を基に契約書(案)の協議を行います(早期の契約締結が期待されます)。			
2. 区分 ¹⁾	1. 民間機関等区分() 2. 業種別内訳() 3. 研究題目:分野別内訳()			
3. 研究題目 ²⁾				
4. 研究内容				
5. 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
6. 研究担当者 ※印:研究代表者 ○印:民間等共同研究員	区分	氏名	所属	
	九州大学(甲)	※		
	民間機関等(乙)	※		
7. 研究経費等 ⁴⁾ (金額は全て消費税込) 複数年度契約で年度ごとに納付する場合は年度ごとに分けて記入してください。記入の仕方は「記入例」を参考にしてください。	納付方法	<input type="checkbox"/> 総計額一括納付 <input type="checkbox"/> 年度ごと分割納付		
	年度	研究経費	研究料 ³⁾	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×()人 = 円
		管理費 ⁵⁾	円	
		小計	円	
		合計	円	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×()人 = 円
		管理費	円	
		小計	円	
		合計	円	
総計		円		
8. 研究経費等の支払期限 ⁶⁾	甲の請求書発行日から起算して30日以内			
9. 実施場所	甲: 乙:			
10. 受入設備 ⁷⁾	名称	型番	数量	
11. 研究代表者の連絡先	甲	所属: 職名: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
	乙	所属: 職名: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
12. 事務連絡先	九州大学(研究担当者)	所属: 職名: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
	民間機関等(契約担当者)	住所: 所属/職: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
13. 特記事項	<input type="checkbox"/> 研究経費を用いて人を雇用する予定がある。 <input type="checkbox"/> 研究経費を用いて500万円(消費税抜)以上の物品を購入する予定がある。 <input type="checkbox"/> 九州大学の研究担当者の中に、九州大学の教員以外の者(技術系・医療系職員等)を含む。 <input type="checkbox"/> (□甲所属・□乙所属) 研究協力者がいる。(所属・氏名及び連絡先を明記してください。) <input type="checkbox"/> 本学規則に基づき、管理費の減額・免除申請を行う。(該当する規則の条項を明記してください。) <input type="checkbox"/> 国又は独立行政法人等の補助事業又は委託事業等に基づく共同研究である。 <input type="checkbox"/> その他(特記すべきことがあれば記入してください。)			

1) 記入に関しましては、別添をご参照下さい。(文部科学省「産学連携等実施状況調査」等作成に使用します。)

2) 本学は毎年度、前年度の共同研究の実績として民間機関等の名称及び研究題目を公表します。

3) 民間等共同研究員お一人につき一年度42万円を計上してください。

4) 該当する納付方法にチェック(☑)を入れてください。

一事業年度の研究経費等は原則一括納付とします。分割納付を希望される場合は本学契約担当者へご相談ください。

5) 管理費として研究経費(直接経費+管理費)の10%相当額(千円未満切り上げ)を計上してください。管理費は、他の共同研究のものと一緒に取り扱われ、本学の産学連携の推進のために、事務経費その他一般管理費として使用されます。

※管理費の計算例 研究経費が100万円の場合:100万円×0.1=10万円

直接経費が100万円の場合:100万円÷9=11.111...万円≒11.2万円

6) 研究経費等の支払期限に関してご希望があれば記入してください(契約時に再度調整します)。

7) 本学が受け入れる設備がある場合は記入してください。

別添

※該当する下記項目の番号を(別紙)の「区分」欄にご記入下さい。

<p>1.民間機関等区分</p> <p>①大企業 ②大企業(福岡県内) ③中小企業 ④中小企業(福岡県内) ⑤小規模企業 ⑥小規模企業(福岡県内) ⑦独立行政法人 ⑧その他公益法人等 ⑨地方公共団体 ⑩外国政府機関 ⑪外国企業 ⑫その他</p>	<p>民間機関等区分: 中小企業基本法に基づく企業規模の区分け</p> <p>①・②「大企業」</p> <table border="1" data-bbox="746 465 1246 636"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円超</td> <td>300人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円超</td> <td>50人超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金及び従業員数の両方を満たせば対象となります。</p> <p>③・④「中小企業」</p> <table border="1" data-bbox="746 734 1246 904"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。</p> <p>⑤・⑥「小規模企業」</p> <table border="1" data-bbox="746 1003 1246 1144"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業 サービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円超	300人超	卸売業	1億円超	100人超	サービス業	5千万円超	100人超	小売業	5千万円超	50人超	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	業種分類	従業員	製造業その他	20人以下	商業 サービス業	5人以下	
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円超	300人超																																				
卸売業	1億円超	100人超																																				
サービス業	5千万円超	100人超																																				
小売業	5千万円超	50人超																																				
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円以下	300人以下																																				
卸売業	1億円以下	100人以下																																				
サービス業	5千万円以下	100人以下																																				
小売業	5千万円以下	50人以下																																				
業種分類	従業員																																					
製造業その他	20人以下																																					
商業 サービス業	5人以下																																					
<p>2.業種別内訳</p>	<p>①水産・農林業 ②鉱業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・水道業 ⑥運輸・情報通信業 ⑦卸売り・小売業 ⑧金融・保険業 ⑨医療・福祉 ⑩サービス業 ⑪その他</p>	<p>農業、林業、漁業</p> <p>鉱業</p> <p>総合工事業、職別工事業、設備工事業</p> <p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p> <p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p> <p>通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、運輸業</p>																																				

3.研究題目：
分野別内訳

【参考】科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)—抜粋—

①ライフサイエンス分野

- ・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
- ・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
- ・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
- ・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
- ・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
- ・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等

②情報通信分野

- ・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
- ・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
- ・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術
- ・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等

③環境分野

- ・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
- ・ 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
- ・ 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等

④ナノテクノロジー・材料分野

- ・ 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
- ・ 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
- ・ 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等

⑤エネルギー分野

- ・ 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等

⑥製造技術分野

- ・ 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等

⑦社会基盤分野

- ・ 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高速道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等

⑧フロンティア分野

- ・ 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

⑨その他

(3) 長岡造形大学

① 業務委託契約書

業務委託契約書

委託者（甲）

受託者（乙）

上記当事者間において、業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 業務の名称

(2) 業務の内容

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、平成23年 月 日から平成23年 月 日までとする。

（業務の実施方法）

第3条 乙は、業務を「仕様書」に従って実施しなければならない。内容が変更された場合も、同様とする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は、次のとおりとする。

委託料 金 円

うち消費税 金 円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、予め甲にその承認を受けたときはこの限りではない。

（委託の中止等）

第7条 乙は、災害その他やむを得ない理由により業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の定めにより、契約の解除又は一部の変更をしたときは、乙は、既に支払われた委託料の全部又は一部を甲に返還するものとする。

（業務内容の変更）

第8条 乙は、前条の定めを除き、「仕様書」に記載された委託内容又は費用の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により、甲に申し出てその承認を得なければならない。

（法令等の遵守義務）

第9条 乙は、業務の実施に当たっては、業務の実施に係る関係法令の規定を遵守するほか、甲の指示に従わなければならない。

（甲の契約解除権）

第10条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき又は委託期間内に契約を履行する見込みがないと甲が認めたととき。

(2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により、損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。また、支払われた委託料の全部又は一部を甲に返還するものとする。

(乙の契約解除権)

第11条 乙は、甲の責めに帰する理由により、この契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその賠償を請求することができる。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、ただちに損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、業務の実施に関し、甲又は第三者に被害を与えたとき。

(2) 第10条に定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(業務の調査等)

第13条 甲は、業務の実施状況について、随時に調査を実施し、乙に対して必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(成果の報告)

第14条 乙は、業務の成果について、甲の指示するところにより、甲に報告しなければならない。

(確認及び検査)

第15条 甲は、乙から業務の成果について報告を受けたときは、確認及び検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第16条 委託料の支払いの方法については、次の通りとする。

(1) 請求の方法

乙は、前条の確認及び検査完了後、甲に対して委託料を請求する。

(2) 支払いの方法

甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、確認及び検査を完了した月の翌月、甲の所定の支払日に乙に支払うものとする。

(知的所有権の取り扱い)

第17条 本業務により生ずるデザイン著作権等知的財産一切の権利について譲渡可能な権利は、甲に譲渡するものとする。ただし、乙は、その教育研究を目的とする場合において、本業務における成果物を自由に利用することができる。

(成果物の利用による責任の取り扱い)

第18条 乙は、本業務の終了後は、甲が行う成果物の利用に伴って起こりうる甲及び第三者のあらゆる被害に対して一切の責を負わないものとする。

(成果の公表)

第19条 乙は、委託業務完了後、得られた成果について公表することができる。ただし、公表の

時期は、甲との協議により決めるものとする。

- 2 前項の場合は、乙は、成果の公表を行おうとする日の 14 日前までに、その内容を甲に通知しなければならない。
- 3 成果を公表する際は、いかなる時においても、個人情報の保護に十分に留意しなければならない。

(帳簿等)

第 20 条 乙は、この契約に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成して、当該の帳簿及び証拠書類を業務が完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 21 条 甲及び乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定等)

第 22 条 この契約について、疑義を生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲、乙両者協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 月 日

甲

乙

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の事前の承認を受けた場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委託業務の内容変更)

第13条 委託業務その他本契約の内容は、甲乙双方が記名捺印した書面によってのみ変更することができるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、両者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するとみとめられるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 両者のいずれかがこの契約に定めた条項に違反し、その違反行為によって契約の目的を達成することができないと認められるとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 両者のいずれかの責に帰する理由により、委託履行期間内に業務を完了する見込みがないことがあきらかになったとき。

(疑義等の解決)

第15条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名

(5) 関西の芸術系大学

① 研究委託契約書

研究委託契約書

●●※企業名（以下、「甲」という。）と、●●大学●●センター（以下、「乙」という。）は、以下の各条によって研究委託契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとする。

（研究委託）

第1条 甲は別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき研究業務（以下、「本委託研究」という。）を乙に委託する。

（再委託）

第2条 乙は甲の承諾なしに、本委託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

（研究成果の提出）

第3条 乙は仕様書に定める期間内に研究成果を甲に提出しなければならない。

（研究経費の納付）

第4条 甲は仕様書に記載の受託研究費（以下「研究経費」という。）を乙から発行される請求書に従い、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第5条 研究経費により取得した設備等は乙に帰属するものとする。

（委託研究の中止又は期間の延長）

第6条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本委託研究を中止、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（研究経費の返還）

第7条 前条の規定により、本委託研究を中止、又は研究期間を延長する場合において、第3条の規定により支払う研究経費の額については、甲乙協議のうえ決定する。

（研究成果の帰属）

第8条 本委託研究より得られる成果物は甲に帰属する。但し、成果を商品として使用する場合は、別途甲と乙の間で協議を行い、使用許諾契約を結ぶ。

(情報の開示と守秘義務)

第9条 甲は、乙が本委託研究の遂行に必要な範囲において、甲の有する情報・知識等を乙に開示するものとする。尚、本委託研究において、甲乙双方が知り得た情報については、厳に秘密として守り、第三者に開示または提供しないものとする。

(研究成果の公表)

第10条 乙及び甲は、研究成果の公表という社会的使命を踏まえ、本委託研究完了後に研究成果について発表若しくは公開することができる。ただし、乙及び甲は特段の理由がある場合を除き、その内容が、本委託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(協議事項)

第11条 本契約に定めない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙は、信義誠実の原則に従い、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有する。

平成●年●月●日

甲：住所
企業名
代表者名

乙：住所
学名
代表者名

② 業務仕様書

業務仕様書

●●大学
●●センター

■委託者：企業名
代表者名
住所

■期間：平成●年●月～平成●年●月（●ヶ月間）

■内容：

■受託者：●●大学●●センター

■守秘義務：当センターは、当委託業務を遂行するにおいて、知り得た委託者の情報または商品に関する知識情報の重要性を認識し、その取り扱いには細心の注意を払い、当委託業務に関わる学生に対して委託者の許可なく知り得た情報をみだりに第三者に知らせ又は本委託研究以外の目的に利用してはならない旨指導する。

守秘義務に関して問題が生じた場合には、委託者である●●^{※企業名}と●●大学●●センターは信義誠実の原則に従い、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

■成果物：

■研究スケジュール：

■受託研究費（下記は受託内容による）

・研究費	円
・教員指導料	円
・	円
・	円
・消費税	円
合計	円

■その他：特記事項がある場合に記載

5. 大学—学生との間で取り交わされる確認書等の書類

(1) 東日本の芸術系大学

① 守秘義務誓約書

守 秘 義 務 誓 約 書

●●大学

理事長 ■■■■ 殿

私、_____は●●大学（以下、本学という）

◆◆学科が開講する演習「研究演習（◇◇プロジェクト）」に参加するにあたり、以下の条項により守秘義務の誓約を致します。

第1条（守秘義務の誓約）

- 1 私は本学の許可なくして、学外はもちろん、◆◆学科以外の者に対しても、私を知り得た情報を開示、漏洩しないことを約束致します。
- 2 ブログ、Twitter、mixi等インターネットを利用した第三者が閲覧できるものに◇◇プロジェクトに関する情報（デザイン内容、画像データ、技術に関する文書等）を掲載しません。

第2条（作業場所）

私は本学から作業場所として指定された場所以外では作業しないことを約束致します。

第3条（資料の返還等）

私は、守秘義務を厳守するため、本学により、保管を許された資料一切（データ含む）の保管を厳重に行うことを約束し、本学により返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束致します。

第4条（授業終了後の守秘義務）

◇◇プロジェクト終了後といえども、本学の許可なくして第1条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

平成 年 月 日

住所：

学籍番号：

氏名：

印

(2) 関西の芸術系大学

① 著作物使用権利許諾契約書

著作物使用権利許諾契約書

本契約書締結時において、●●※学生名（以下「甲」という。）は、●●※企業名（以下「乙」という。）と、甲の著作物使用権利許諾に関して、●●大学●●センター（以下「丙」という。）を立会い人として、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

- 1 甲は、その著作物である●●※著作物名に関するその使用権を乙に許諾する。

第2条（対価）

- 1 乙は、前条の対価として、●●●●●●円（消費税込み）を現金で平成●●年●●月末日までに支払う。

第3条（保証）

- 1 甲及び丙は乙に対し、本件著作物が法律及び諸規則等に合致し、一般社会で実用に供せられることを保証する。
- 2 本件著作物の内容に瑕疵があった場合には、甲及び丙は遅滞なく必要な修正を行うものとする。また、法律改正等で内容を修正する必要が生じた場合も同じとする。
- 3 甲及び丙は、本件著作物が他人の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。

第4条（賠償）

- 1 甲及び丙が、前条の保証義務に違反した場合を含め、明らかに甲または丙の責に帰すべき事由により乙に損害を生じさせた場合には、甲は第2条第1項の対価として受領済の金額を上限として乙に対する損害賠償の義務を負う。
- 2 乙の損害が第1項の定めを明らかに越えと思量される場合、甲及び丙は乙と協議の上、誠意を以って解決にあたるものとする。

第5条（期間）

- 1 本契約は、平成●●年●●月●●日より1年間とし、甲乙いずれかが期間満了の1ヶ月前までに書面にて更新拒絶の意思表示をしない限り1年間更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 第2条第1項の対価は、本契約初年度のみとし、甲は乙に対してこれを請求しない。

第6条（合意管轄）

- 1 甲及び乙は、本契約又は関連する協定書・覚書等に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所を京都地方裁判所とすることに合意する。

第7条（使用权）

- 1 乙は、甲及び丙の承諾なしに第三者に使用权を渡さない。

以上の契約を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙ならびに立会い人として丙は、各記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成●年●月●日

甲：住所
氏名

乙：住所
企業名
代表者名

丙：住所
学名
代表者名

(3) 某国立大学

① 職務発明等に関する承諾書（特約で職務発明規定の対象に含まれるとするもの）

平成 年 月 日

〇〇大学法人〇〇大学長 殿

所属 _____
学生氏名 _____
住所 _____

職務発明等に関する承諾書

私は、〇〇大学法人〇〇大学知的財産規則 [平成〇年〇月〇日制定] の内容を理解し、下記発明等が同規則に基づき〇〇大学法人〇〇大学に帰属することを異議無く承諾します。

記

1. 発明等の名称

2. 職務発明等届出事項
別添職務発明等届出書のとおり。

以上

② 研究成果に関する確認書（研究成果の取扱いについて確認するもの）

[一般学生用]

平成 年 月 日

〇〇大学法人〇〇大学長 殿

所属 _____

学生氏名 _____

住所 _____

研究成果に関する確認書

当事者	甲：指導教官 乙：学生	学部 住所	氏名 氏名	印 印
研究内容及び条件	①研究テーマ： ②研究機関：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ③研究場所：〇〇大学 〇〇学部 〇〇研究室 ④研究方法：甲の指示による。 ⑤共同研究者：なし/あり（ ） ⑥研究成果：甲乙協議の上確認する。 ⑦知的財産：〇〇大学法人〇〇大学知的財産規則〔平成〇年〇月〇日制定〕による。乙は、甲の求めに応じ「職務発明等に関する承諾書」を提出する。 ⑧秘密保持：乙は、甲の秘密情報及び研究成果を第三者に開示又は漏洩しない。（研究期間及び研究期間終了後 年間） ⑨学会発表等：事前に甲、乙及び〇〇大学で3者協議する。 ⑩その他、委託内容に変更が生じた場合、甲乙協議する。			
特記事項				

③ 研究業務委託契約書（大学から学生への委託として取り扱うもの）

【研究業務専任学生用】

研究業務委託契約書

〇〇大学法人〇〇大学（以下、「甲」という。）と□□□□（以下、「乙」という。）とは、甲が甲の研究業務の一部を乙に委託することに関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲の研究を円滑に推進するため、甲の研究業務の一部を乙に委託することに伴い、甲と乙の権利関係を明確にすることを目的とする。

（委託業務の対象）

第2条 甲は、乙に対し、次の研究業務を委託し（以下、「本委託業務」という。）、乙はこれを受託する。

- (1) 研究テーマ
- (2) 研究業務内容
- (3) 研究期間
- (4) 指導教官

（本委託業務推進方法）

第3条 甲は、乙に対し、本委託業務推進方法を別途書面により指示するものとし、乙は、甲の指示するところに従い本委託業務を推進する。

（研究施設等）

第4条 甲は、乙に対し、乙の本委託業務遂行に必要な研究施設・設備・装置・研究資材・エネルギー等を提供する。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の本委託業務遂行に必要な費用を負担する。

（成果の確認）

第6条 甲及び乙は、甲の指示するところに従い、乙の本委託業務遂行の過程において及び乙の本委託業務終了の時点で、その成果を書面で確認する。

(4) 富山大学

① 学生の著作権の取扱いに関わる学生向け説明資料

みなさんが作品を作ると、 「著作権」という権利が発生します。

■ 著作権とは？

著作権には、作り手の「こころ」を守る著作者人格権と、作り手の「財産」を守る著作(財産)権があります。

■ 著作者人格権って？

著作者人格権は、こんな権利です。

- 公表権…………… 作った作品を公表しても良いかどうかを決める権利です。
- 氏名表示権…………… 作品を公表するときに、作者の名前を表示するかしないか、どんな名前を表示するか(本名 or 筆名)を決める権利です。
- 同一性保持権…………… 自分の作品を勝手に改変されない権利です。

■ 著作(財産)権って？

複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権があります。

→このような権利を、他の人に「やっていいよ」と許可することを、「利用許諾を与える」と言います。

- 例) Aさんがオブジェを作り、Bさんのお店に飾ってもいいよと約束をすると……
「Aさんは、Bさんに作品の展示権を許可した」つまり、
「Aさんは、Bさんに作品展示の利用許諾を与えた」 ことになります。

■ 現代 GP での取扱いは？

- 現代 GP は、大学外の方(企業や商店主など)から課題をもらって、作品を作り上げます。
- 授業から生まれた作品は、皆さんと、指導のために手直し等をした教員の共有になります。
- 特殊な授業でない限り(※)、みなさんの権利を誰かに渡してしまうわけではありません。
- もちろん、みなさんは、自分の作品をポートフォリオ(作品集)に掲載し、就職活動などに自由に利用できます。

(※)最初から何かの商品デザインを目的とする授業などの場合です。該当する授業の場合は、別途説明があります。

■ これは了解してください。

- 課題を与えてくださった方、つまり大学外の方(企業や商店主など)が、課題のとおり展示・印刷などをする。

- 例) お店に飾るオブジェの課題を提供してくれた方が、作品をお店に飾る。
イベントのポスターの課題を提供してくれた方が、作品をポスターとして使う。
※皆さんが希望する場合は、作品にはできるだけ作者の名前を表示してもらえよう、お願いすることができます。

- 大学が授業の成果をパンフレット等に利用すること。

富山大学芸術文化学部 GP 推進室

② 学生の著作権の取扱いに関わる企業向け説明資料

現代 GP に係る学生の著作権の取扱いについて

■ 著作権とは？

著作権には、作り手の「こころ」を守る著作者人格権と、作り手の「財産」を守る著作(財産)権があります。授業で学生が作った作品にも当然発生します。

■ 著作者人格権とは？

著作者人格権は、こんな権利です。

- 公表権…………… 作った作品を公表しても良いかどうかを決める権利
- 氏名表示権…………… 作品を公表するときに、作者の名前を表示するかしないか、どんな名前を表示するか(本名 or 筆名)を決める権利
- 同一性保持権…………… 自分の作品を勝手に改変されない権利

※この権利は、日本の法律では人に譲ることができません。

■ 著作(財産)権とは？

複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権

■ 現代 GP での取扱い

課題をいただいて授業にご協力いただきますので、学生には、作った作品を課題通りに利用することに異議をとめないことは了承を取り付けておきます。もし作品が気に入った場合は、どうぞ自由に利用してください。

- 例) お店に飾るオブジェの課題を提供してくれた方が、作品をお店に飾る。
イベントのポスターの課題を提供してくれた方が、作品をポスターとして使う。

■ お気をつけください。

- もし、学生が希望した場合は、できるだけ作者の名前を表示してください。
学生の励みになります。
- 勝手に作品を改変しないでください。改変したい場合は、別途ご相談ください。
- 課題以外の使い方をしたくなった場合は、別途ご相談ください。
例) 店のオブジェを頼んだが、思いの外良かったので、商品として売り出したい。
ポスターに描いてあったシンボルマークが気に入ったので、シールにして別な物に貼りたい。
- 大学も授業の成果をパンフレット等に利用したいと思っております。ご了承ください。
- 権利を渡すわけではないので、学生が自由に使うことはご了承ください。
(就職活動の際に使う作品集に掲載する等)

相談先 富山大学芸術文化学部 GP 推進室
〒933-8588 富山県高岡市二上町 180
TEL.0766-25-9281 FAX.0766-25-9215 E-mail mhigashi@tad.u-toyama.ac.jp

平成23年度大学知財研究推進事業
ーデザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方に関する研究ー
委員会名簿

(敬称略、所属・役職等は平成24年2月現在)

委員長

日高 一樹 日高国際特許事務所 所長、弁理士

委員

阿部 隆志 株式会社東芝 デザインセンターデザイン統括部 知財担当
グループ長
五味 飛鳥 しろくま特許事務所 弁理士
佐藤 優 九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 代表 弁護士・弁理士
森田 守 長岡造形大学 造形学部プロダクトデザイン学科 教授
矢島 進二 公益財団法人日本デザイン振興会 事業部 部長
山本 貴史 株式会社東京大学 TLO 代表取締役社長

オブザーバー

井上 弘亘 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課
大学技術移転推進室 専門官
長谷川 光一 文部科学省 科学技術政策研究所 研究員
山本 晋也 経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課 課長補佐
小林 佑二 経済産業省 商務情報政策局
生活文化創造産業課(クリエイティブ産業課) デザイン政策室 係長
窪 進 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 活用促進部部長代理
金崎 雄三郎 独立行政法人 工業所有権情報・研修館
統括広域大学知的財産アドバイザー
丞村 宏 広域大学知的財産アドバイザー 八戸工業大学

特許庁オブザーバー

本多 誠一 特許庁 審査業務部 意匠課 課長
伊藤 宏幸 特許庁 審査業務部 意匠課 企画調査班長
中村 敬子 特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
佐藤 光昭 特許庁 総務部 企画調査課 大学特許管理専門官
加藤 幹 特許庁 総務部 企画調査課 活用企画班長
藤澤 崇彦 特許庁 総務部 企画調査課 活用企画班 活用企画係長

○本研究の実施と報告書の作成にあたっては、本研究のために設置された上記委員から構成される委員会の助言を活用した。

○第5部第4章第2節 デザイン産学連携の契約書文面例の作成協力者

金崎 雄三郎 独立行政法人工業所有権情報・研修館活用促進部
統括広域大学知的財産アドバイザー

藤澤 崇彦 特許庁 総務部 企画調査課 活用企画班 活用企画係長

平成23年度特許庁大学知財研究推進事業

デザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方
に関する研究報告書

発行 平成24年2月

株式会社三菱総合研究所

住所： 東京都千代田区永田町2-10-3

電話： 03-5157-2111 (代表)